

京都府立大学学生部委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第19号)

(設置)

第1条 学生に関する事項(教務を除く。)を協議し、処理するため、京都府立大学に京都府立大学学生部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部各学科及び大学院研究科各専攻から選出された各1名の教員
- (3) 学務課長

2 前項第2号及び第3号の委員は、所属学部又は学科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、学生部長を充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(協議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、処理する。

- (1) 学生の経済生活、生活実態、クラブ・サークル活動などの学生生活に関する事項
- (2) 障害学生の学習・学生生活の支援に関する事項
- (3) 学生会館の運営等に関する事項
- (4) 京都府立大学後援会基金の適正かつ円滑な運営に関する事項
- (5) 就職対策、インターンシップ及びキャリアアップ支援の基本方針に関する事項
- (6) 学生の心身の健康及び学生からの相談対応に関する事項
- (7) 留学生に関する事項
- (8) その他学生生活の指導に関する事項

(部会の設置)

第7条 委員会は、前条に掲げる事項を協議し、処理するため、次の部会を設置する。

- (1) 前条第1号から4号に関する学生生活部会
- (2) 前条第5号に関する就職・キャリアアップ支援部会
- (3) 前条第6号に関する健康・保健部会
- (4) 前条第7号に関する留学生部会

2 部会は、委員の中から委員会の審議を経て委員長が指名した部会長及びその他の委員により組織する。

3 その他部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(学生相談室)

第9条 第6条第6号の業務を行うため、学生相談室を設ける。

2 学生相談室(医務室を含む)の適切な運営に資するため、学生部長、健康・保健部会長、心理・福祉及び医学関係の専門的知識を有する教員(若干名)により組織する運営委員会を設置することができる。

3 前項で定める運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置き、学務課副課長(学生担当)をもって充てる。

2 幹事は、委員会の会議に出席し、会議に関する事務をつかさどる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学務課学生担当において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。